八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子ジャンクション	—	—	—	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
八王子南	—	—	—	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
城山	—	—	—	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
相模原	—	—	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
圏央厚木	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

㈱　上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ㈠及び㈡の定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ㈠及び㈡に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ　適用する期間

ロ㈠については、平成21年５月13日から東日本高速道路株式会社が別に定める日まで、ロ㈡については、平成21年５月13日から平成26年３月31日までとする。

⑭　特別区間等における割引㈢

イ　割引をする自動車

全自動車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、⑵①イ㈡イ）Ａの表中に定める関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

車種＼区間	関越特別区間
軽自動車等	11.808
普通車	14.76
中型車	17.712
大型車	24.354
特大車	40.59

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロに定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ　適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

⑮　休日夜間割引

イ　割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号及び478号（京滋バイパス）	各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ